

外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校を設置する
準学校法人寄附行為認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>(役員及び評議員)</p> <p>第6条 役員及び評議員は、財産の寄付者又は特定の関係者であることをもって充てることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し識見を有する者のうちから公正に選任されなければならない。</p> <p>2 役員定数は、理事<u>6人以上</u>及び監事2人以上とする。</p> <p>3 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者とする。</p> <p>4 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者とする。</p> <p>5 監事は、原則として評議員と兼ねていない者とする。</p> <p>6 理事である評議員以外の評議員は、準学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選任されていなければならない。</p>	<p>(役員及び評議員)</p> <p>第6条 役員及び評議員は、財産の寄付者又は特定の関係者であることをもって充てることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し識見を有する者のうちから公正に選任されなければならない。</p> <p>2 役員定数は、理事<u>5人以上</u>及び監事2人以上とする。</p> <p>3 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者とする。</p> <p>4 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者とする。</p> <p>5 監事は、原則として評議員と兼ねていない者とする。</p> <p>6 理事である評議員以外の評議員は、準学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選任されていなければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この基準は、令和7年 月 日から施行する。